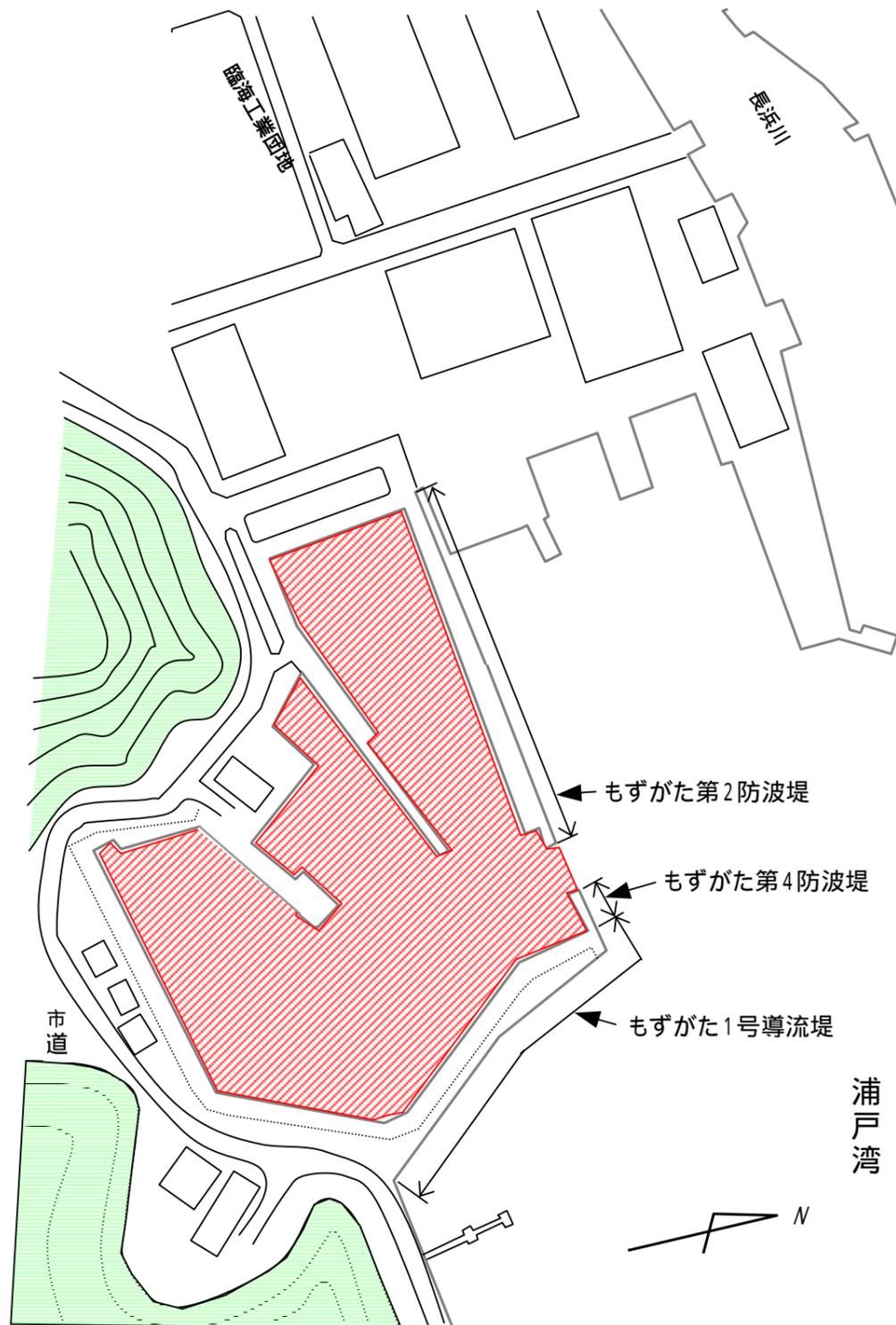


高知港における放置等禁止区域のお知らせ

高知港における放置等禁止区域

(高知市 藻州潟地区)



港湾法第37条の3第1項の規定により、高知港において放置等の行為を禁止する区域及び放置等を禁止する物件を下記のとおり指定する。

なお、指定は平成19年7月1日より適用する。

高知県知事

放置禁止物件	船 舶
放置等禁止区域 (高知市藻州潟地区)	もずがた第2防波堤、もずがた第2防波堤北東端からもずがた第4防波堤北西端まで引いた線、もずがた第4防波堤、もずがた1号導流堤及び陸岸により囲まれた海面 (左図  部分)

放置等禁止区域には、許可を受けずに船舶を係留することができません。